

九州 IoT 実装推進ワーキンググループ概要

1. 設立趣旨

総務省では日本全国隅々に至るまでIoT実装を図っていくため、平成28年9月より「地域IoT実装推進タスクフォース」を開催してきており、そこで、2020年度までの地域IoT普及に向けた「地域IoT実装推進ロードマップ」が策定され、さらにそのロードマップ実現に向けた第一次提言が平成28年12月になされています。また、第一次提言では地域IoT推進に向け「縦（関係府省等の連携推進体制）」「横（自治体等の連携推進体制）」「斜め（地域ブロック単位での連携推進体制）」から成る総合的推進体制の確立も求められています。そこで、（一社）九州テレコム振興センター（K I A I）（以下、「K I A I」という。）としては、こういった総務省の動きとも緊密に連携し、九州地域における「斜め」の推進体制を確立、運営していく役割を担いたいと考え、標記ワーキンググループの設置を行いました。

2. 活動全体スキーム（全体スキーム概要図もご参照ください）

（1）組織的位置づけ

本ワーキンググループは、現在、K I A Iにて設置されている「九州地域情報化研究部会」におけるIoT推進分野の活動を補完していく組織として新設しました。

※「九州地域情報化研究部会」

地域情報化関連に関する最新のトピックス等について情報共有、意見交換等を行う産学官連携の受け皿組織として、平成27年度にK I A I会員を中心に設置された部会。（現在、K I A I会員29団体、オブザーバー2団体より構成）

（2）メンバー構成

メンバーはK I A I会員の中から活動趣旨にご賛同いただいた方、並びにK I A I事務局から別途参加要請を行う関係機関から構成されます。（自治体に関しては、会員、非会員関わらず、K I A Iからの参加要請を行う対象機関と位置付けております。）

（3）推進体制

メンバーの中から座長（学識経験者想定）、副座長を選出するとともに、座長、副座長を含め全体で10名程度の運営委員会も別途設け、ワーキンググループ活動全体の円滑な運営を図ります。

（4）活動期間

基本的に発足後、平成31年度までの3年間の活動を予定しています。（IoT実装推進ロードマップとの連携も考慮）

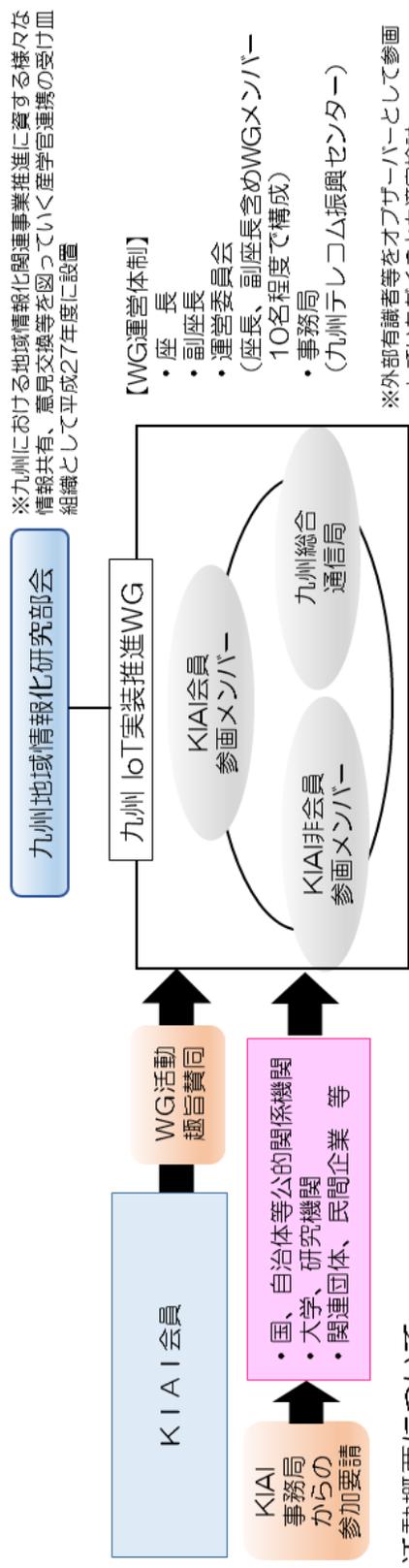
（5）主な活動内容

IoT実装の取組状況等に関する情報共有、IoT実装に向けての様々な課題と対応策、実装モデル等に関する意見交換等を行うとともに、具体的に地域でのIoT実装を積極的に支援していけるようなチームづくりにも取り組んでいきたいと考えています。

(一社)九州テレコム振興センター (KIAI)
九州IoT実装推進ワーキンググループ 全体スキーム概要

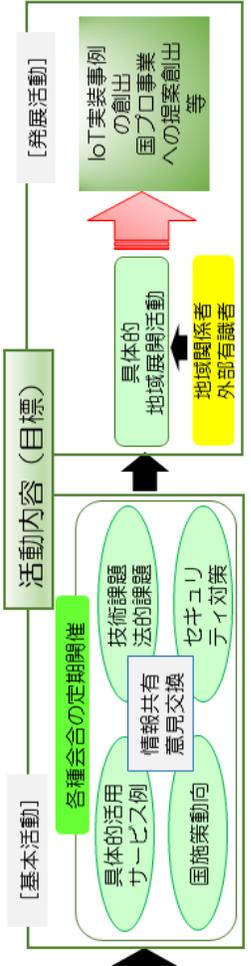
■設置体制について

九州地域情報化研究部会におけるIoT推進分野の活動を補完する組織として、新たに「九州IoT実装推進ワーキンググループ」を設置する。



■活動概要について

- 設置趣旨
- ・IoT実装の取組状況
 - ・IoT実装に向けた様々な課題と対応策
 - ・IoT実装モデル
 - ・IoT実装に関する情報共有、意見交換等をより一層図り、九州地域におけるIoT実装の更なる進展に寄与させていく活動を産学官民連携で実施していくもの



※外部有識者等をオブザーバーとして参画していただくことも適宜検討

一般社団法人九州テレコム振興センター（K I A I）

九州IoT実装推進ワーキンググループ設置規則

（目的）

第1条 本規則は、一般社団法人九州テレコム振興センター（K I A I）（以下「K I A I」と呼ぶ。）定款第37条に基づき、定款第4条に掲げる事業を効率・効果的に推進していくため設置される九州地域情報化研究部会（以下、「部会」と呼ぶ。）の活動を補完していくため、新たに部会のもとに設置するワーキンググループに関して必要な事項を定める。

（名称）

第2条 本ワーキンググループの名称は「九州IoT実装推進ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」と呼ぶ。）とする。

（活動内容等）

第3条 本ワーキンググループは、九州におけるIoT実装に向けた様々な情報、知見等を共有、意見交換等するとともに、IoT実装に向けた様々な具体的活動を支援していく幅広い産学官民連携の場として設置し、ワーキンググループ活動結果を部会活動と連動させていくことで、九州における更なる地域情報化推進に寄与させていくことを目的とする。

（活動期間）

第4条 本ワーキンググループの活動期間は発足後、K I A Iにおける平成31年度の事業年度までとする。ただし、理事会の承認を得、活動期間を延長することができる。

（構成）

第5条 本ワーキンググループは、活動趣旨に賛同したK I A I会員からの参加希望者、並びに別途K I A I事務局より参加要請を行う者をメンバーとして構成する。なお、参加要請を行うメンバーについては、部会長の承認を得て会長が選定する。

2 上記の他、必要に応じオブザーバーメンバーの招聘も可能とする。

3 第3条に掲げる活動を推進していくに際し、メンバー以外の関係者との具体的事業連携等の必要性が生じた場合、後述する運営委員会での承認を得ることでその対処ができるものとする。

（参加手続き）

第6条 ワーキンググループへの参加は、K I A I事務局より別途参加要請を行うもの以外については、原則、K I A I事務局に対し参加届けを行い、会長が承認することで成立する。なお参加届けは、原則、ワーキンググループ活動期間中、随時受け付け可能とする。

（座長等）

第7条 ワーキンググループメンバーから座長1名、副座長1名を選出する。

2 座長は、ワーキンググループ会合での座長を務めるとともに、部会に対して活動内容を報告する。

3 副座長は、座長が欠けたとき、その職務を代行する。

4 座長、副座長の任期は3年とする。

5 座長の選任はワーキンググループメンバーの互選とし、副座長はワーキンググループメンバーの中から座長が指名する。

(運営委員会)

第8条 ワーキンググループの運営を円滑に進めていくために運営委員会を別途設置する。

2 運営委員会は、ワーキンググループの活動計画案作成をはじめ、活動全体の調整機能を担うものとする。

3 運営委員会は事務局を除き、座長、副座長含め10名程度のワーキンググループメンバーで構成され、部会長の承認を得て、会長が就任依頼を行う。

(招集)

第9条 ワーキンググループは座長が招集する。

附則(平成29年3月28日)

1 この規則は平成29年3月28日から施行する。